

報告第 5 5 号

各種事務事業（建設事業関係）の取扱いについて

各種事務事業（建設事業関係）の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 6 月 2 3 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

| 協定項目番号 | 23 - 19 | | 合併協定項目 | 各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて | | 担当部会名 | 建設部会 | 担当分科会名 | 建設分科会 |
|----------|--|------------|---|------------------------|--|-----------|--|--------|-------|
| 調整方針 | 道路認定については、合併時に再編統一する。 | | | | | | | | |
| 区分 | 観音寺市 | | 大野原町 | | 豊浜町 | | 調整結果 | | |
| 市道・町道の状況 | 路線数 | 991 路線 | 路線数 | 170 路線 | 路線数 | 168 路線 | | | |
| | 実延長 | 358.821 km | 実延長 | 122.22 km | 実延長 | 72.813 km | | | |
| | 自転車歩行者道 | 15.284 km | 自転車歩行者道 | 10.102 km | 自転車歩行者道 | 4.414 km | | | |
| | 橋梁 | 223 橋 | 橋梁 | 70 橋 | 橋梁 | 67 橋 | | | |
| | 踏切 | 16 箇所 | 踏切 | 3 箇所 | 踏切 | 10 箇所 | | | |
| 認定時期 | 年1回 (3月議会) | | 随時 | | 随時 | | 随時 | | |
| 認定基準 | <p>通常分</p> <p>基本的な条件 幅員4m以上の道路に接道していること。</p> <p>構造及び付属物設置基準</p> <p>交通安全施設設置基準</p> <p>占用物件の設置基準</p> | | <p>通常分</p> <p>基本的な条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起点及び終点が国道、県道、又は町道と連絡、接続する道路 ・公園、学校、その他主要公共施設等に連絡する道路 ・現況幅員がおおむね4m以上 ・路面、路肩、その他道路施設が良好で最低5ヶ年は維持、補修工が必要としないこと ・道路敷の所有権を速やかに町に寄付でき、他の権利の設定や係争のないもの <p>構造及び付属物設置基準</p> <p>交通安全施設設置基準</p> <p>占用物件の設置基準</p> | | <p>通常分</p> <p>基本的な条件 幅員4m以上の道路に接道していること。</p> <p>構造及び付属物設置基準</p> <p>交通安全施設設置基準</p> <p>占用物件の設置基準</p> | | 別紙のとおり | | |
| | <p>都市計画法第32条に規定する公共施設(道路)の協議で同意したもの。</p> <p>基本的な条件 幅員4m以上の道路に接道していること。</p> <p>構造及び付属物設置基準</p> <p>交通安全施設設置基準</p> <p>占用物件の設置基準</p> | | <p>都市計画法第32条に規定する公共施設(道路)の協議で同意したもの。</p> <p>—————</p> | | <p>都市計画法第32条に規定する公共施設(道路)の協議で同意したもの。</p> <p>基本的な条件 幅員4m以上の道路に接道していること。</p> <p>構造及び付属物設置基準</p> <p>交通安全施設設置基準</p> <p>占用物件の設置基準</p> | | | | |
| 添付書類 | <p>位置図・公図・平面図・断面図・地積測量図</p> <p>道路と一体となっている施設又は工作物及び道路の付属物の構造図</p> <p>埋設構造物の工事写真</p> <p>利害関係人の同意書</p> <p>道路敷地の登記簿謄本</p> <p>管理承諾書</p> <p>所有権移転登記に必要な書類</p> | | <p>位置図・公図・平面図・断面図・地積測量図</p> <p>道路と一体となっている施設又は工作物及び道路の付属物の構造図</p> <p>埋設構造物の工事写真</p> <p>利害関係人の同意書</p> <p>道路敷地の登記簿謄本</p> <p>管理承諾書</p> <p>所有権移転登記に必要な書類</p> | | <p>位置図・公図・平面図・断面図・地積測量図</p> <p>道路と一体となっている施設又は工作物及び道路の付属物の構造図</p> <p>埋設構造物の工事写真</p> <p>利害関係人の同意書</p> <p>道路敷地の登記簿謄本</p> <p>管理承諾書</p> <p>所有権移転登記に必要な書類</p> | | <p>位置図・公図・平面図・断面図・地積測量図</p> <p>道路と一体となっている施設又は工作物及び道路の付属物の構造図</p> <p>埋設構造物の工事写真</p> <p>利害関係人の同意書</p> <p>道路敷地の登記簿謄本</p> <p>管理承諾書</p> <p>所有権移転登記に必要な書類</p> | | |

| 協定項目番号 | 23-19 | 合併協定項目 | 各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて | 担当部会名 | 建設部会 | 担当分科会名 | 建設分科会 |
|--------------|---|---|---|---|------|--------|-------|
| 調整方針 | 急傾斜地崩壊防止対策事業については、合併時に再編統一する。 | | | | | | |
| 区分 | 観音寺市 | 大野原町 | 豊浜町 | 調整結果 | | | |
| 急傾斜地崩壊防止対策事業 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による、傾斜度が30度以上の急傾斜地の崩壊を防止するための事業。 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による、傾斜度が30度以上の急傾斜地の崩壊を防止するための事業。 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による、傾斜度が30度以上の急傾斜地の崩壊を防止するための事業。 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による、傾斜度が30度以上の急傾斜地の崩壊を防止するための事業。 | | | |
| 区域数 | 5地域 | 5地域 | 2地域 | | | | |
| 箇所数 | 8箇所 | 10箇所 | 2箇所 | | | | |
| 補助率 | 香川県 2/3 | 香川県 2/3 | 香川県 2/3 | 香川県 2/3 | | | |
| 上乗せ補助 | 観音寺市 1/3 | 大野原町 1/6 | 豊浜町 補助残額の6 | 観音寺市 2/9 | | | |
| 地元負担 | 地元負担 0 | 地元負担 1/6 | 地元負担 補助残額の4 | 地元負担 1/9 | | | |

| | | | | | | | |
|---------|---|--|--|---|------|--------|-------|
| 協定項目番号 | 23 - 19 | 合併協定項目 | 各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて | 担当部会名 | 建設部会 | 担当分科会名 | 建設分科会 |
| 調整方針 | 道路占用料については、合併時に再編統一する。 | | | | | | |
| 区分 | 観音寺市 | 大野原町 | 豊浜町 | 調整結果 | | | |
| 占用許可手続き | <p>道路法第32条に規定する占用許可手続き</p> <p>電柱、水管、下水排水管等の占用許可申請書の受付及び受理 内容の聞き取り及び添付と書類の点検 申請内容を審査し許可、不許可の決裁 警察署長及び三豊広域消防長の意見聴取 許可書の交付 道路通行の制限・禁止の申請 道路通行の制限・禁止の通知書 着手届の受理 占用料の徴収(市条例に規定する額 別表) 路面復旧費(市要綱に規定する額 別表) 完了届(工事中及び竣工した写真を添付)の受理</p> | <p>道路法第32条に規定する占用許可手続き</p> <p>電柱、水管、下水排水管等の占用許可申請書の受付及び受理 内容の聞き取り及び添付と書類の点検 申請内容を審査し許可、不許可の決裁 警察署長及び三豊広域消防長の意見徴収 許可書の交付 道路通行の制限・禁止の申請 道路通行の制限・禁止の通知書 着手届の受理 占用料の徴収(町条例に規定する額 別表) 路面復旧費(県に準ずる) 完了届(工事中及び竣工した写真を添付)の受理</p> | <p>道路法第32条に規定する占用許可手続き</p> <p>電柱、水管、下水排水管等の占用許可申請書の受付及び受理 内容の聞き取り及び添付と書類の点検 申請内容を審査し許可、不許可の決裁 警察署長及び三豊広域消防長の意見徴収 (必要であれば) 許可書の交付 道路通行の制限・禁止の申請 道路通行の制限・禁止の通知書 着手届の受理 占用料の徴収(町条例に規定する額 別表) 完了届(工事中及び竣工した写真を添付)の受理</p> | <p>道路法第32条に規定する占用許可手続き</p> <p>電柱、水管、下水排水管等の占用許可申請書の受付及び受理 内容の聞き取り及び添付と書類の点検 申請内容を審査し許可、不許可の決裁 警察署長及び三豊広域消防長の意見聴取 許可書の交付 道路通行の制限・禁止の申請 道路通行の制限・禁止の通知書 着手届の受理 占用料の徴収(市条例に規定する額 別表) 路面復旧費(市要綱に規定する額 別表) 完了届(工事中及び竣工した写真を添付)の受理</p> <p>道路占用料金 別紙のとおり</p> | | | |

別表

| 占用物件 | | 占用料 単位 | 観音寺市 | 大野原町 | 豊浜町 | 調整結果 | |
|------------------------------------|---------------------------------------|---------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------|
| | | | 金額 (円) | 金額 (円) | 金額 (円) | 金額 (円) | |
| 法第32条第1項第1号に掲げる工作物 | 第1種電柱 | 1本につき1年 | 1,000 | 770 | 770 | 1,000 | |
| | 第2種電柱 | | 1,600 | 1,200 | 1,200 | 1,600 | |
| | 第3種電柱 | | 2,200 | 1,600 | 1,600 | 2,200 | |
| | 第1種電話柱 | | 930 | 690 | 690 | 930 | |
| | 第2種電話柱 | | 1,500 | 1,100 | 1,100 | 1,500 | |
| | 第3種電話柱 | | 2,100 | 1,500 | 1,500 | 2,100 | |
| | その他の柱類 | | 72 | 53 | 53 | 72 | |
| | 共架電線その他上空に設ける線類 | 長さ1メートルにつき1年 | 10 | 7 | 7 | 10 | |
| | 地下電線その他地下に設ける線類 | | 5 | 4 | 4 | 5 | |
| | 路上に設ける変圧器 | 1個につき1年 | 700 | — | — | 700 | |
| | 地下に設ける変圧器 | 面積1平方メートルにつき1年 | 480 | — | — | 480 | |
| | 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所 | 1個につき1年 | 1,400 | — | — | 1,400 | |
| | 郵便差出箱 | | 600 | — | — | 600 | |
| | 広告塔 | 面積1平方メートルにつき1年 | 4,400 | 1,100 | 1,100 | 4,400 | |
| | その他のもの | 面積1平方メートルにつき1年 | 1,400 | — | — | 1,400 | |
| 法第32条第1項第2号に掲げる物件 | 外径0.1メートル未満 | 長さ1メートルにつき1年 | 48 | 36 | 36 | 48 | |
| | 外径0.1メートル以上 | | 72 | 53 | 53 | 72 | |
| | 0.15メートル未満 | | | | | | |
| | 外径0.15メートル以上 | | 95 | 71 | 71 | 95 | |
| | 0.2メートル未満 | | | | | | |
| | 外径0.2メートル以上 | | 190 | 140 | 140 | 190 | |
| | 0.4メートル未満 | | | | | | |
| 外径0.4メートル以上 | | 480 | 360 | 360 | 480 | | |
| 1.0メートル未満 | | | | | | | |
| 外径1.0メートル以上 | | 950 | 710 | — | 950 | | |
| 法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設 | | 面積1平方メートルにつき1年 | 1,400 | — | — | 1,400 | |
| 法第32条第1項第6号に掲げる施設 | 祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの | 面積1平方メートルにつき1日 | 44 | 11 | 11 | 44 | |
| | その他のもの | 面積1平方メートルにつき1月 | 440 | 110 | 110 | 440 | |
| 道路法施行令第7条第1号に掲げる物件 | 看板(アーチであるものを除く) | 一時的に設けるもの | 面積1平方メートルにつき1月 | 440 | 110 | 110 | 440 |
| | | その他のもの | 面積1平方メートルにつき1年 | 4,400 | 1,100 | 1,100 | 4,400 |
| | 標識 | | 1本につき1年 | 1,100 | 850 | 850 | 1,100 |
| | 旗ざお | 祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの | 1本につき1日 | 44 | — | — | 44 |
| | | その他のもの | 1本につき1月 | 440 | — | — | 440 |
| | 幕(道路法施行令第7条第2号に掲げる工施用施設であるものを除く) | 祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの | 面積1平方メートルにつき1日 | 44 | 11 | 11 | 44 |
| | | その他のもの | 面積1平方メートルにつき1月 | 440 | 110 | 110 | 440 |
| | アーチ | 車道を横断するもの | 1基につき1月 | 4,400 | 1,100 | 1,100 | 4,400 |
| | | その他のもの | | 2,200 | 540 | 540 | 2,200 |
| | 道路法施行令第7条第2号に掲げる工施用施設及び同条第3号に掲げる工施用材料 | | 面積1平方メートルにつき1月 | 440 | 110 | 110 | 440 |
| 道路法施行令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設 | | | 140 | — | — | 140 | |
| その他上記に定めるもの以外のもの | | | 上記に準じてその都度市長が定める額 | 上記に準じてその都度町長が定める額 | 上記に準じてその都度町長が定める額 | 上記に準じてその都度市長が定める額 | |

観音寺市市道認定基準

第1条 この基準は、道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道として認定するために必要な基準を定めることを目的とする。

第2条 市道認定対象道路は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）、土地改良法（昭和24年法律第195号）、都市開発法（昭和44年法律第38号）その他の法令により築造された道路で、道路管理者と認定に関し協議済のもの
- (2) その他一般交通の用に供されている道路

第3条 市道に認定する道路は、法令その他特別の定めがあるものを除き、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 路線が系統的で、起終点がそれぞれ国道、県道又は市道のいずれかに連絡しているもの
- (2) 公共施設又は公益施設に通じる道路で、国道、県道又は市道のいずれかに連絡しているもの
- (3) 起終点の一端が国道、県道又は市道のいずれかに接続している循環状道路、若しくは他の道路に連絡している道路
- (4) 起終点の一端が国道、県道又は市道のいずれかに接続し他端部に自動車の回転可能な場所が設けられている袋路状道路

第4条 市道に認定する道路の規格、構造の要件及び敷地については、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

- (1) 道路幅員が4メートル以上あるもの
- (2) 道路の交差箇所は、車両の通行に支障がないよう道路の幅員に応じたすみ切りを有するもの
- (3) 路面及び構造物が良好で、道路と隣接地との境界が明確であり、維持管理に支障を生じるおそれがないもの
- (4) 道路敷の所有権及び構造物を速やかに市に寄付でき、他の権利の設定や係争のないもの
- (5) 道路の占用物件の配置箇所が法令等に適合しているもの

第5条 前3条の規定にかかわらず交通事情及び公益的見地から特に市長が必要と認める道路については、認定することができる。

第6条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成17年10月11日から施行する。